

○忠岡町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則

昭和49年7月1日教育委員会規則第2号

改正

昭和49年9月1日教委規則第6号

昭和50年1月29日教委規則第1号

昭和55年7月31日教委規則第3号

昭和61年3月31日教委規則第1号

平成4年8月25日教委規則第3号

平成7年3月14日教委規則第1号

平成8年3月28日教委規則第1号

平成11年6月1日教委規則第2号

平成14年3月15日教委規則第2号

平成15年3月31日教委規則第1号

平成17年12月28日教委規則第4号

平成18年8月4日教委規則第2号

平成18年11月14日教委規則第3号

平成20年3月31日教委規則第2号

平成21年3月31日教委規則第1号

平成29年12月27日教委規則第5号

平成30年10月1日教委規則第8号

令和8年〇月〇日教委規則第〇号

忠岡町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、忠岡町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し、基本的事項について定めることを目的とする。

(学期及び休業日)

第2条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条に規定する学校の学期及び休業日は次のとおりとする。

(1) 学期

- ア 第1学期 4月1日から7月31日まで
- イ 第2学期 8月1日から12月31日まで
- ウ 第3学期 1月1日から3月31日まで

(2) 休業日

- ア 夏季休業日 7月21日から8月24日まで
- イ 冬季休業日 12月25日から翌年1月6日まで
- ウ 春季休業日 3月25日から4月7日まで
- エ 学校創立記念日

- 2 校長は、特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を受けて別に休業日を定めることができる。

(学期及び休業日の変更)

第3条 校長は、学期及び休業日を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

- 2 校長は、運動会等の学校行事を休業日に行うときは、教育委員会に届け出なければならない。

(職員会議)

第3条の2 学校に、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。

- 2 職員会議においては、校務に関する事項について教職員間の意志疎通、共通理解の促進、教職員の意見交換等を行う。
- 3 校長は、職員会議を招集し、主宰する。

(学校協議員)

第3条の3 学校に学校協議員を置くことができる。

- 2 学校協議員は、校長の求める事項について協議し、学校運営に関し意見交換や提言を行う。
- 3 学校協議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、教育長が選任する。

(首席)

第3条の4 学校に首席を置くものとし、主幹教諭をもって、これに充てる。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

- 2 首席は、主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭のうちから、

これに充てる。

3 首席は、校長の学校運営を助け、その命を受け、一定の校務を整理し、児童生徒の教育をつかさどる。

4 首席の職務に関する事項は、別に定める。

(指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭)

第3条の5 学校に指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭を置く。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭は、主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭のうちから、これに充てる。

3 指導教諭は、児童生徒の教育をつかさどり、指導養護教諭は児童生徒の養護をつかさどり、指導栄養教諭は児童生徒の栄養の管理及び指導をつかさどり、それぞれの専門的な知識や経験を活用し、教職員の指導力の向上を図る。

4 指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭の職務に関する事項は、別に定める。

(主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭)

第3条の6 学校に主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭を置く。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭は、教諭、養護教諭及び栄養教諭のうちから、これに充てる。

3 主務教諭は児童生徒の教育を、主務養護教諭は児童生徒の養護を、主務栄養教諭は児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、及び命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

4 主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭の職務に関する事項は、別に定める。

(教務主任等)

第4条 学校に教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、保健主事及び司書教諭を置く。

ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(教務主任等の職務)

第5条 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

2 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、

助言に当たる。

- 3 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他進路の指導に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 5 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 6 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館に係る専門的職務に従事する。

(教務主任等の発令)

第6条 生徒指導主事及び進路指導主事は、指導教諭又は教諭のうちから校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。

- 2 保健主事は、指導教諭、指導養護教諭、教諭又は養護教諭のうちから校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。
- 3 前条に規定する教務主任等のうち、前2項の規定に基づく生徒指導主事、進路指導主事及び保健主事以外の主任等は、指導教諭又は教諭（ただし、司書教諭にあっては司書教諭講習を修了し有資格者となった首席、指導教諭、主務教諭又は教諭）のうちから校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(その他の主任等)

第7条 学校に第4条に規定する教務主任等のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

- 2 前項に規定する主任等は、指導教諭又は教諭のうちから校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(主査)

第8条 学校に主査を置くことができる。

- 2 主査は、事務職員又は学校栄養職員をもって、これに充てる。
- 3 主査は、上司の命を受け、担当事務をつかさどる。

(副主査)

第8条の2 学校に副主査を置くことができる。

- 2 副主査は、事務職員又は学校栄養職員をもって、これに充てる。

3 副主査は、上司の命を受け、担当事務をつかさどる。

(主事)

第9条 学校に主事を置くことができる。

2 主事は、事務職員をもって、これに充てる。

3 主事は、上司の命を受け事務をつかさどる。

(技師)

第10条 学校に技師を置くことができる。

2 技師は、学校栄養職員をもってこれに充てる。

3 技師は、上司の命を受け、学校給食に関する専門的事項を処理する。

(その他の職)

第11条 第4条及び第7条から前条までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(学校医、学校歯科医、及び学校薬剤師の委嘱)

第12条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、教育委員会が校長の意見を聴いて、これを委嘱する。

(校長の専決事項)

第13条 校長の専決事項は、この規則の他の条項に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 校長及び所属職員の出張、休暇その他サービスの処理に関すること。

(2) その他、教育委員会の指示する事項の処理に関すること。

2 前項各号に掲げる事項のうち、重要又は異例であると認められる事項の処理については、あらかじめ、教育委員会の承認を受けなければならない。

(施設及び設備の保持)

第14条 校長は、学校の施設及び設備を常に最良の状態に保持するように努めなければならない。

2 前項に規定する計画には、特に児童及び生徒（以下「生徒等」という。）の安全を確保するための措置が講じられていなければならない。

(施設及び設備の損傷又は亡失)

第15条 学校の施設及び設備を著しく損傷し、若しくは亡失し、又は設備が使用に耐えなくなったときは、校長は、その理由を具して教育委員会に報告しなければならない。

(施設及び設備の貸与)

第16条 学校の施設及び設備の貸与は、校長の意見を聴き教育委員会が許可する。ただし、定例的

軽易な事項については、校長が許可することができる。

(警備及び防災計画)

第17条 校長は、学校の警備及び防災計画を定め教育委員会に報告しなければならない。

第18条 削除

(感染症等の発生の報告)

第19条 学校内及び当該学校の通学区域内に感染症が発生したときは、校長は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。職員及び生徒等に中毒、その他の集団的疾病、傷病、死亡等の事故が発生したときも同様とする。

(学級編制)

第20条 校長は、翌年度の学級編制の原案を教育委員会に提出しなければならない。年度の中途において、学級編制に変更が生じたときも、同様とする。

2 校長は、毎年度教育委員会の指示に基づいて学級を編制しなければならない。

(教育課程)

第20条の2 校長は、毎年学年初めに、教育課程を教育委員会に届け出なければならない。

(教育指導の計画)

第21条 校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年学年初めに教育委員会に報告するものとする。

- (1) 学校経営の重点
- (2) 学習指導及び生徒指導の重点
- (3) 健康管理と指導の重点
- (4) 日課表
- (5) 校務分掌
- (6) 行事予定表
- (7) 教職員の研修計画

(教材の取扱)

第22条 校長は、教材及び教具の選定にあたっては、その教育上の効果及び保護者の経済的負担について十分配慮しなければならない。

第23条 校長は、教科書の発行されていない教科について主たる教材として図書を使用するときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

第24条 校長は、学年又は学級全員に、教材として次に掲げるものを使用するときは、あらかじめ、その書名、編集者、定価等を教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 教科書と併用して継続的に学習の用に供する副読本、問題集、解説書その他これらに類するもの
- (2) 学習の過程又は夏季休業日等の長期にわたって使用する学習帳その他これに類するもの
(遠足等の実施)

第25条 校長は、遠足等校外における学校行事（次条及び第27条に規定するものを除く。）を実施しようとするときは、あらかじめその計画を教育委員会に届け出なければならない。
(宿泊を要する学校行事の実施)

第26条 校長は、宿泊を要する学校行事を実施しようとするときは、あらかじめその計画を教育委員会に届け出なければならない。
(対外運動競技への参加)

第27条 小学校においては、対外運動競技に学校教育活動として参加しないものとする。ただし、忠岡町又は近隣市程度の地域内における対外運動競技については、学校運営及び児童の心身の発達からみて無理のない範囲で参加することができる。

2 中学校においては、大阪府内で行われる対外運動競技に学校教育活動として参加することができる。ただし、近畿大会及び全国大会については、次に定めるところによりそれぞれ年1回に限り参加することができる。

- (1) 宿泊を要しない場合 校長は教育委員会に届け出ること。
- (2) 宿泊を要する場合 校長は教育委員会の承認を受けること。

3 前2項の対外運動競技とは、国、地方公共団体若しくは学校体育団体の主催又はこれらと関係競技団体の共同主催で開催される大会とする。

4 第2項の規定にかかわらず、体力に優れ競技水準の高い生徒については、広く国民のうちから競技水準の高い者を選抜して行う全国大会に参加することができる。

5 学校教育活動以外の運動競技会に生徒等が参加するに当たっては、校長は、保護者に対し適切な指導をするとともに参加の状況を把握しなければならない。

(性行不良による出席停止)

第28条 校長は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の生徒等の教育に妨げがあると認める生徒等があるときは、教育委員会に報告又は出席停止についての意見

を具申しなければならない。

- (1) 他の生徒等に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- (2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- (3) 施設又は設備を損壊する行為
- (4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 前項の規定による出席停止の命令は、次に定める手続により教育委員会が命ずる。

- (1) あらかじめ当該生徒等及び保護者の意見を聴取する。
- (2) 理由及び期間を記載した文書を保護者に交付する。

3 校長は、教育委員会の指示に基づいて、出席停止の命令に係わる生徒等の出席停止の期間における学習の支援その他教育上必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第29条 この規則の施行に関し必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年9月1日教委規則第6号)

この規則は、昭和49年9月1日から施行する。

附 則 (昭和50年1月29日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年12月21日から適用する。

附 則 (昭和55年7月31日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和55年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現にこの規定による改正後の忠岡町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（以下「改正後の規則」という。）に規定する教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事の職務に相当する職務を、教育委員会又は校長から命ぜられている者は、昭和56年3月31日までの間改正後の規則により教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事にそれぞれ命ぜられたものとみなす。

附 則 (昭和61年3月31日教委規則第1号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成4年8月25日教委規則第3号）

この規則は、平成4年9月1日から適用する。

附 則（平成7年3月14日教委規則第1号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月28日教委規則第1号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年6月1日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成14年3月15日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月31日教委規則第1号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月28日教委規則第4号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年8月4日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年11月14日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日教委規則第1号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月27日教委規則第5号）

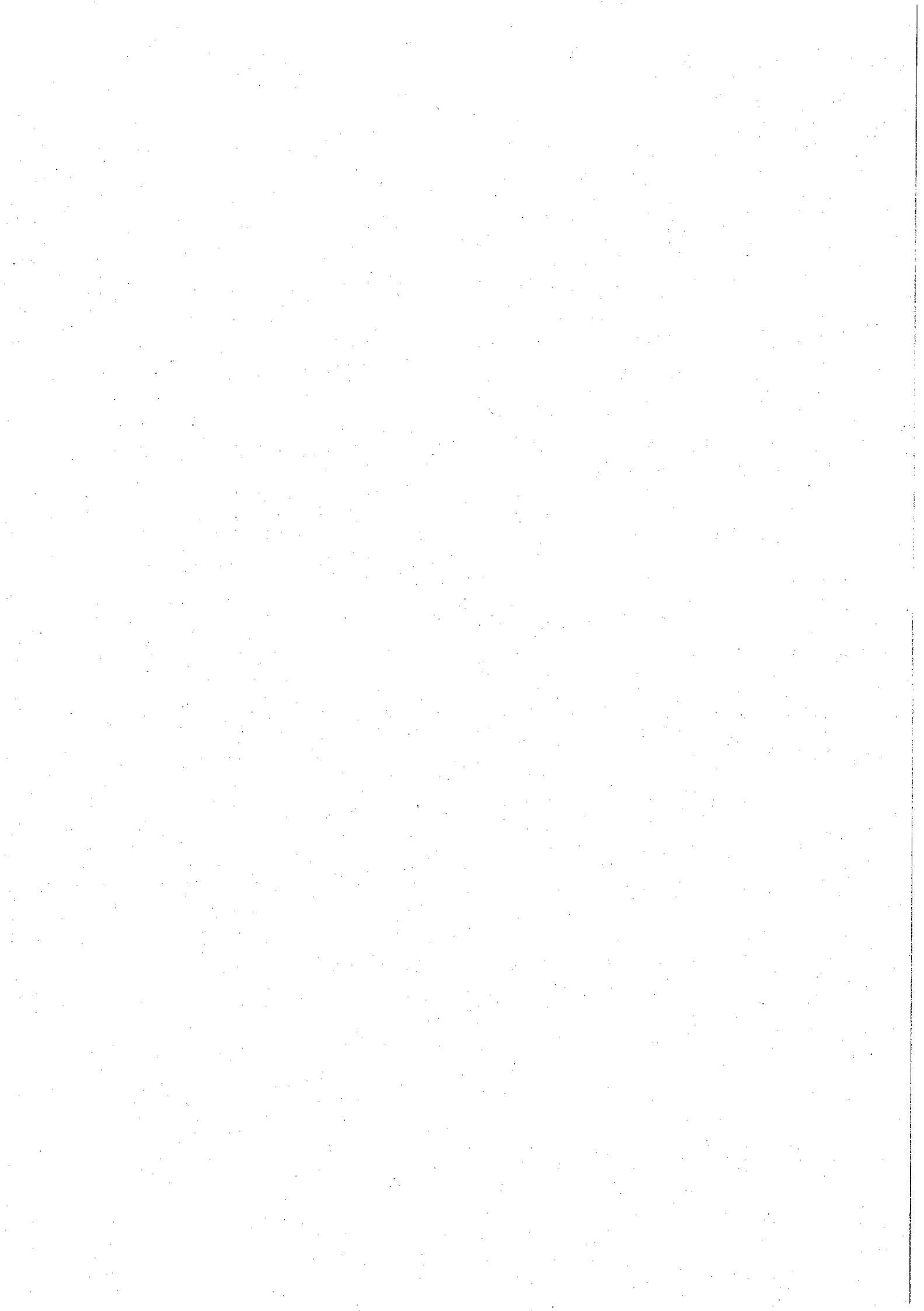
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月1日教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年〇月〇日教委規則第〇号）

この規則は、公布の日から施行する。



学校教育法

第 37 条の 2 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。

第 37 条の 11 主務教諭は、児童の教育をつかさどり、及び命を受けて当該小学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

学校教育法施行規則

第 44 条 小学校には、教務主任及び学年主任を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は同項に規定する教務主任の担当する教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは教務主任を、第五項に規定する学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は同項に規定する学年主任の担当する教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学年主任を、それぞれ置かないことができる。

3 教務主任及び学年主任は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。

4 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

5 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第 45 条 小学校においては、保健主事を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭又は同項に規定する保健主事の担当する教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、保健主事を置かないことができる。

3 保健主事は、指導教諭、教諭又は養護教諭をもつて、これに充てる。

4 保健主事は、校長の監督を受け、小学校における保健に関する事項の管理に当たる。

第 45 条の二 小学校には、研修主事を置くことができる。

2 研修主事は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。

3 研修主事は、校長の監督を受け、研修計画の立案その他の研修に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第 47 条 小学校においては、前四条に規定する教務主任、学年主任、保健主事、研修主事及び事務主任のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

第 70 条 中学校には、生徒指導主事を置くものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する生徒指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭又は同項に規定する生徒指導主事の担当する教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、生徒指導主事を置かないことができる。
- 3 生徒指導主事は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。
- 4 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第71条 中学校には、進路指導主事を置くものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第三項に規定する進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭又は同項に規定する進路指導主事の担当する教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときは、進路指導主事を置かないことができる。
- 3 進路指導主事は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。